

#### Q8-5 免税等の対象項目について教えてください。

営業税には、免税となる取引の他に、適用される税率がゼロ%とされている取引があります。なお、日本の消費税における「免税」を台湾の営業税においては中国語で「零税率」（ゼロ税率）と言い、「非課税」を中国語で「免税」と言いますので、注意が必要です。以下、台湾の営業税用語で説明します。

主なゼロ税率適用対象は、以下の通りです(営業税法第7条)。

1. 物品の輸出
2. 輸出関係の役務
3. 台湾内で提供され、台湾外で使用される役務
4. 保税区域(政府認可の輸出加工区、科学園区、税関管理下の保税工場、保税倉庫など)の営業人への物品または役務の販売
5. 国際運輸およびそれに関連する船舶などの販売
6. 保税区域の営業人から課税区域の営業人への物品の販売のうち、課税区域を経由せずに直接輸出されるもの
7. 保税区域の営業人から課税区域の営業人への輸出用物品の販売で、自由貿易港区事業者または税関管理下の保税倉庫または物流センターに預け入れられるもの

また、免税対象は、以下の通りです(同第8条)。

1. 土地の売却
2. 病院などの医療サービス
3. 福祉機関などによる介護サービス
4. 学校などの教育サービス
5. 米、小麦、魚介類の販売

ゼロ税率適用の場合は、仕入税額控除が認められ、かつ還付申請も可能です。すなわち、ゼロ税率適用売上に対応する仕入にかかる仮払税額は、仕入税額を控除でき、仕入税額が売上税額を上回る場合は、還付申請できます(同第39条第1項第1号)。

しかし、上記の免税取引を専門にするものに関しては、対応する仕入税額の還付は認められていません(同第19条第2項、第3項)。